

令和元年第1回大多喜町議会定例会

7月第2回会議会議録

令和元年 7月23日 開会

令和元年 7月23日 散会

大多喜町議会

令和元年第1回大多喜町議会定例会7月第2回会議会議録目次

第 1 号 (7月23日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	4
報告第10号の上程、報告	4
議案第 8号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第 9号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
発議第 5号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
休会について	15
散会の宣告	15
署名議員	17

第 1 回大多喜町議会定例会 7 月第 2 回会議

(第 1 号)

令和元年第1回大多喜町議会定例会7月第2回会議会議録

令和元年7月23日(火)

午後 3時00分 開議

出席議員(12名)

1番	野中眞弓君	2番	志関武良夫君
3番	渡辺善男君	4番	根本年生君
5番	吉野僖一君	6番	麻生剛君
7番	渡邊泰宣君	8番	麻生勇君
9番	吉野一男君	10番	末吉昭男君
11番	山田久子君	12番	野村賢一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	西郡栄一君
総務課長	古茶義明君	財政課長	君塚恭夫君
建設課長	吉野正展君	産業振興課長	西川栄一君
教育課長	小高一哉君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 麻生克美 書記 山川貴子

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 報告第10号 専決処分の報告について
日程第3 議案第8号 千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

- 日程第 4 議案第 9 号 財産の取得について
- 日程第 5 議案第 10 号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 発議第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

◎開議の宣告

○議長（野村賢一君） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和元年第1回議会定例会7月第2回会議を招集しましたところ、議員各位を初め、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日7月23日は休会の日ですが、議事の都合により令和元年第1回大多喜町議会定例会を再開いたします。

また、本日教育長については、体調不良のため欠席の旨の連絡がありましたので、皆様にご報告申し上げます。

これより7月第2回会議を開きます。

(午後 3時00分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告がございます。

町長。

○町長（飯島勝美君） お忙しい中ご苦労さまでございます。

議会定例会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和元年第1回議会定例会7月第2回会議を開催させていただきましたところ、議長初め、議員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、4月1日以降のことでございますので、お手元に配付をさせていただきました報告書でご了承いただきたいと思います。

さて、本日の会議事件は、町道中野大多喜線で発生したオートバイの単独事故に伴います、損害賠償の額を定める専決処分の報告が1件、千葉県市町村総合事務組合の規約の一部改正に関する協議及び消防車両の更新に伴う財産の取得、また、一般会計補正予算として、土地改良事業補助金等について提出をさせていただきましたので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会7月会議以降の議会の関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

次に、本7月第2回会議につきましては、審議期間は本日1日とします。

お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

9番 吉野一男君

10番 末吉昭男君

を指名します。

◎報告第10号の上程、説明

○議長（野村賢一君） 日程第2、報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告を願います。

建設課長。

○建設課長（吉野正展君） 報告第10号 専決処分の報告について説明をさせていただきます。

議案つづりの1ページをお開きください。

報告第10号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

この専決処分の報告につきましては、令和元年6月16日に発生した、町道における車両事故の損害賠償の額を定める専決処分となります。この損害賠償の額を定めることにつきまして、本年6月16日午後3時ごろ、町道中野大多喜線西部田地先、西部田トンネルの中野側約20メートル付近において、中野方面から大多喜に向けてオートバイで走行してきたところ、

道路面にあった段差を通過した際に、オートバイ前輪のホイール及びブレーキが破損し、損害を与えたものでございます。この事故によるけが人はありませんでした。

本件車両事故に伴う損害賠償につきましては、既に示談が成立し、町が加入している全国町村会総合賠償補償保険にて、オートバイの修繕に要する費用5万4,372円のうち、2万1,748円を損害賠償額とするための専決処分の内容を報告するものでございます。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

2ページをお開きください。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方。千葉県長生郡長生村七井戸1569-36、森田光一。

2、事故の概要。令和元年6月16日午後3時ごろ、町道中野大多喜線をオートバイで走行中、道路面にあった段差でホイール及びブレーキに損害を与えたもの。

3、損害賠償額。2万1,748円。

以上で、損害賠償の額を定めることについての専決処分の説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） これで、報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、議案第8号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、議案つづり3ページのほうをお開き願います。

議案第8号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

初めに、本文説明の前に提案理由のほうを説明させていただきます。

本協議は、千葉県市町村総合事務組合を組織しております、千葉県内の市町村及び一部事務組合のうち、香取市東庄町病院組合がことしの8月31日をもって解散されることに伴い、規約から同組合を削るものでございます。

それでは、本文のほうの説明に入らせていただきます。

令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。

千葉県市町村総合事務組合の規約の一部を改正する規約の一部を次のように改正する。

以下、要件のみの説明とさせていただきます。

別表第1は、同組合を組織している全ての団体を規定しております。その中から香取市東庄町病院組合を削るものでございます。

次の、別表第2は組合が共同処理する事務ごとに、共同処理団体を定めたものでございます。そのうち、別表第2は、組合が共同処理する事務ごとに、退職手当に関する事務でございます。

第3条第1項第3号に掲げる事務は、非常勤職員の公務災害に関する事務。

次のページにまたがりますが、第3条第1項第11条に掲げる事務は、公平委員会に関する事務、それぞれに香取市東庄町病院組合が共同処理団体として規定しているため、それぞれの事務から同団体を削るものでございます。

附則、この規約は、令和元年9月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第9号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それでは、議案つづり5ページのほうをお開きください。

議案第9号 財産の取得について。

議案の説明に入ります前に、提案理由についてご説明をさせていただきます。

現在、大多喜町消防団には6分団16部12班に対し、ポンプ自動車6台、小型動力ポンプ付積載車18台を配備しております。消防車両の更新につきましては、消防委員会、また消防団役員会の議を経まして、計画的に更新をいたしております。

このたび更新を計画しておりますのは、伊保田区、板谷区、市川区、中野新町区、中野本村区、堀切区で構成します、第2分団第1部第1班の平成14年3月に購入しました消防ポンプ自動車、水槽車でございますが、これを照明付きの小型動力ポンプ積載車に更新するものでございます。

購入しようとする消防車につきましては、消防車両製造専門業者8者を指名し、入札を7月17日に実施した結果、株式会社千葉トーハツ商会が最低価格でございましたので、同社と購入契約を締結するため、議会の議決を得たく提案するものでございます。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。

財産の取得について。

小型動力ポンプ付積載車の購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的。小型動力ポンプ付積載車1台。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約金額。972万円。

4、契約の相手方。長生郡一宮町一宮3120番地、株式会社千葉トーハツ商会、代表取締役、

杉山正明でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） この議案第9号につきまして、参考資料等いろいろいただきましてありがとうございます。

それで、いろんな経緯があると思うんですけども、この業者の中に、例えば地元大多喜町の業者等が入っているのか、入っていないのか。そして、それが入ることが可能であるのか、そうでないのか。恐らくこの企業形態において、こういうものというのは専門的なもので、いろんな販路が決まっている。これは独禁法の違反の問題もあると思うんですけども、ここら辺についてちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） 今回指名した業者につきましては8者ございますが、これにつきましては全て町外でございまして、これにつきましては、専門の加工とか、そういうものを施す必要がありますので、町内にはそういう業者は存在しておりません。

また、指名競争入札の参加資格も当町ではございませんでした。

○議長（野村賢一君） 6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 総務課長のご答弁、当然そのような形でのご答弁で、それは役人としてはそれで結構なんですけれども、これから先は、町民の生の声、要するに業者を育成してほしいという、そういう声からいって、何らかの処置を、常にこういう形での指名入札での入札のみではなくて、ある面で町内業者に販路を開かせるような育成策を今後行っていただきたい。そのことに関しては、いろんなハードルが当然あると思いますけれども、町内業者育成という、そういう観点からひとつ、すぐには無理かもしれませんが、そのような形での方向性を示せるかどうか。その辺、町長のほうからお答えいただければと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 予算としてはちょっと答えづらい内容かなと思います。

ただ、町はやはり日ごろから町内業者育成に向けては、いろいろ工夫しながらやっている

ところでございます。しかしなかなか専門的な分野で、業者というのはなかなか大多喜町も非常に少ないところがございますが、町内業者育成ということについては変わりがないところでございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番吉野僖一君。

○5番（吉野僖一君） 文書であれなんですけれども、写真、カタログか何かありますか。なければ後でもいいし。

○議長（野村賢一君） 資料、後でお出してください。

○5番（吉野僖一君） カタログですか、写真とか……。

○議長（野村賢一君） それじゃ後で、この場でそろそろもうないから。

11番山田久子さん。

○11番（山田久子君） 今この中野のほうの分団は、水槽付きのポンプ車が整備されているんじゃないかと思うんですけれども、今回は照明付きの小型動力ポンプ車、ポンプ積載車というのでしょうか、そちらと契約するという事なんです、この車の形というのか、何といたらいいかかわからないですけれども、それを変える考え方というのはどのような考えから、どのような考えで変えるかというところを伺います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（古茶義明君） それにつきましては、昨年開催されました消防委員会、また、消防団の役員会を通じまして、地元分団、又は構成区からの要望に基づいてこの車両に決定したところでございますが、この水槽車につきましては、免許制度が改正されたのが、19年6月3日と、29年3月12日に2回改正されておまして、これは車両総重量というのが7.3トンということで、平成29年3月12日から、免許取得した団員については、運転をすることができないということと、また、集落の細いところに入っていくことができない、困難であるということで、今回の車両の更新になりました。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(野村賢一君) 日程第5、議案第10号 令和元年度大多喜町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(君塚恭夫君) それでは、議案第10号の説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

令和元年度大多喜町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,565万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細書の2歳入及び3歳出により、補正予算の説明をさせていただきますので、12ページ、13ページをお開きください。

2歳入、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金303万7,000円の増額補正は、今回の補正予算の財源として、前年度繰越金を充てたものでございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。次のページをお開きください。

3歳出、款5農林水産業費、項1農業費、目1農地費29万円の増額補正は、上原土地改良組合の取水ポンプ更新工事に対する補助金でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁維持費258万5,000円の増額補正は、町道弓木西下

線の前堀橋の補修工事で、橋桁の腐食が進み、通行に支障を来すおそれがあるため実施するものでございます。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費16万2,000円の増額補正は、大多喜小学校校舎の雨漏りの修繕で、1年生と5年生の教室及び多目的ホールの窓枠などで、コーキングの劣化による雨水の浸透を防ぐために実施をするコーキング材の打ち直しでございます。

以上で、議案第10号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番山田久子君。

○11番（山田久子君） 橋梁長寿命化事業って、たしかこれ、今年度の当初予算で、点検の業務のような費用が出ていたと思うんですけども、それを受けての補修工事になるのかどうか。それからまた、これによってこの橋梁の工事は全部済むというふうに解釈をさせていただいていいのかどうかというところでお伺いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） それでは、橋梁長寿命化事業の258万5,000円について、もう少し細かく説明をさせていただきます。

今年度、この弓木西下線の前堀橋につきましては、橋梁の修繕設計の当初予算で計上してございますけれども、それを発注しまして、委託業者が現場を確認しておりましたところ、桁の腐食が以前の点検に比べまして著しいということが確認をされ、応急の措置が必要と思われることから、今回この方法について検討をしているところでございます。

この前堀橋は、I型の鉄の桁、主桁2本と横桁3本で構成されていますけれども、このうち主桁と橋座といいますか、桁を載せているところの接している部分に腐食が見られ、これは直ちに桁の落下が想定されるものではありませんけれども、このまま重量の大きなものが橋を渡るとなると、主桁の一部が座屈をして橋面と橋台と、段差が見られるおそれがあるために、今回応急の工事費として計上させていただいたところでございます。

○議長（野村賢一君） 静粛に願います。

○建設課長（吉野正展君） ことしやっております点検業務とは、それとは違うものでございます。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

6番麻生剛君。

○6番（麻生 剛君） 同じく15ページです。

今、言いました工事請負、これ委託業者がいろいろ調べていただいてこういう形になったんでしょうけれども、それで実際はどの業者にしたのか。それから、その下の需用費の小学校の件、これも実際はどの業者に発注したのか、その辺教えていただけますか。

発注を受けたのか。

○議長（野村賢一君） 建設課長。

○建設課長（吉野正展君） この補修工事につきましては、この後予算が成立した後に発注するものと考えておりますので、まだ業者のほうは決定をされておられません。

○議長（野村賢一君） 教育課長。

○教育課長（小高一哉君） こちらの雨漏り工事の修繕のほうにつきましても、まだ予算のほうは執行されていませんので、本日議会のほうが成立しましたら、町内の業者を優先的にやりたいというふうに考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、発議第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局職員をして議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（麻生克美君） それでは、発議案のほうを朗読させていただきます。

発議第5号。

令和元年7月23日。

大多喜町議会議長、野村賢一様。

提出者、大多喜町議会議員、志関武良夫。賛成者、同、渡辺善男、賛成者、同、野中眞弓、賛成者、同、吉野僖一、賛成者、同、渡邊泰宣、賛成者、同、山田久子。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。

上記の議案を、大多喜町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や、たび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することになるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として、健全に

維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月。

千葉県夷隅郡大多喜町議会。

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣あて。

以上でございます。

○議長（野村賢一君） 次に、提案理由について提出者の説明を求めます。

2番志関武良夫君。

○2番（志関武良夫君） ただいまの意見書につきまして、私のほうから提案説明を行いたいと思います。

発議第5号につきましては、提案理由のご説明を申し上げます。

本意見書は、全国過疎地域自立促進連盟及び千葉県町村会などからも協力要請があったものであり、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月末に失効することから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化されるよう、新たな過疎対策法の制定に関する要望を、我々大多喜町議会といたしましても、内閣総理大臣を初めとする、関係各大臣に意見書を提出したく、渡辺善男議員、野中眞弓議員、吉野僖一議員、渡邊泰宣議員、山田久子議員の賛同をいただき、連署をもって発議案を提出させていただいたものであります。

なお、意見書の内容につきましては、ただいま議会事務局から朗読のありましたとおりでございます。よろしくご審議いただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（野村賢一君） 挙手全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（野村賢一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は議事の都合により、あす24日から9月30日まで休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

よって、あす24日から9月30日まで休会とすることが決定しました。

◎散会の宣告

○議長（野村賢一君） 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時34分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 野 村 賢 一

署 名 議 員 吉 野 一 男

署 名 議 員 末 吉 昭 男